

# 一般社団法人埼玉県電業協会 定 款

平成24年 4月 1日 制定

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人埼玉県電業協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、電気工事業及びその関連事業に関する諸問題の調査研究等を通して電気設備産業の発展を図り、もって社会生活の安定、社会福祉の向上及び産業の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 電気工事技術の総合的調査研究とその成果の普及
- (2) 電気工事業及びその関連事業に係わる事故、災害の防止対策並びに環境の保全に関する事業
- (3) 電気設備業界を通して社会全般における青少年の育成と技術者の資質向上等に寄与する事業
- (4) 適正で合理的な入札契約制度及び合理的な建設生産システムに関する調査研究
- (5) 電気工事業及びその関連事業の企業合理化並びに共同受注に関する調査研究
- (6) 電気工事業及びその関連事業に必要な資材、機材、工具等並びに資材共同購買に関する調査研究とその支援
- (7) 電気工事業及び関連事業の福利厚生並びに各種保険に関する調査研究とその支援
- (8) 電気工事業及び関連事業の人材の確保並びに育成に関する調査研究とその支援
- (9) この法人の調査研究の発表、普及及び指導のための図書等の発行並びに講演会、講習会、見学会等の開催
- (10) 永年勤続、優秀技術者及び優秀安全管理者としての優良従業員表彰
- (11) 官公庁その他関係機関に対する要望、諮問に対する答申
- (12) 会員相互の親睦及び連帯を図るための事業
- (13) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員及び会費

(会員)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した電気工事業者で、建設業法による許可を受けて電気工事業を主たる業として営む個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛同してその事業を推進するために入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 この法人に功労があった者又は電気工事に関する学識経験を有する者で理事会において推薦された者

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は理事会が別に定める入会申込書により申し込まなければならない。

2 入会は、入退会に関する規則を基に、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、この法人の事業活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める会費等に関する規則に基づき入会金及び会費を納めなければならない。

2 賛助会員もしくは特別会員は、会費等に関する規則に定める賛助会費を納めなければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次のいずれかの場合に会員資格を失うものとする。

- (1) 退会の申し出をしたとき。
- (2) 第5条第1号に定める要件に該当しなくなったとき。
- (3) 第7条第1項又は第2項に定める支払義務を一年以上履行しなかったとき。
- (4) この定款に違反し又はこの法人の名誉を棄損し、もしくはこの法人の目的に反する行為などにより総会の決議で除名されたとき。
- (5) 総正会員が同意したとき。
- (6) 会員が死亡し、又は解散したとき。

2 会員資格の喪失に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が細則に定める。

(抛出金品の不返還)

第9条 この法人は、会員が資格を喪失しても、すでに納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

## 第4章 総会

### (構成)

第10条 総会は、すべて正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

### (権限)

第11条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 役員等の報酬及び費用に関する規程
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第12条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後2か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

### (招集)

第13条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権5分の1以上を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所及び目的である事項を記載した書面によって、開催の1週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席できない正会員が書面によって議決権を行使できることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

### (議長)

第14条 総会の議長は、当該総会において出席正会員の中から会長が指名する。

### (議決権)

第15条 総会における正会員の議決権は、正会員1人につき1個とする。

### (決議)

第16条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の出席する正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合、書面で議決権を行使した正会員又は議決権の行使を委任した正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第17条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 総会の議事録には、議長及びその会議に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2名が、記名押印しなければならない。

## 第5章 役員等

(役員の設定)

第18条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 10名以上16名以内
- 二 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長、2名以内を常任理事、1人を専務理事とすることができる。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第19条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員のうちから選任する。ただし、専務理事は正会員以外から専任することができる。

2 会長、副会長、常任理事及び専務理事は、理事会の決議によって前項により選任された理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執

行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 常任理事は、会長、副会長を補佐し、本会運営の基本的事項について協議する。
- 5 専務理事は、常勤とし会長、副会長及び常任理事を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 6 会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

- 第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
  - 3 監事は、総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

#### (役員任期)

- 第22条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。
  - 3 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

- 第23条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

#### (報酬等)

- 第24条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び外部監事に対しては、報酬を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
  - 3 役員の報酬及び費用に関して必要な事項は、総会の決議により別に定める。

#### (責任の一部免除)

第25条 この法人は、役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任賠償額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(名誉会長)

第26条 この法人は、任意の機関として1人の名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は、次の職務を行う。

(1) 名誉会長は、会長の相談に応じ理事会にて意見を述べること。

3 名誉会長は、理事会において選任する。

4 名誉会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 名誉会長は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問と相談役)

第27条 この法人は、任意の機関として5人以内の顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、次の職務を行う。

(1) 顧問は、財務的な助言や紛議などの調停などにあたること。

(2) 相談役は、理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 顧問及び相談役は、理事会において選任する。

4 顧問及び相談役の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 第19条第2項に定める理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、副会長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

## 第7章 常任理事会

(常任理事会)

第34条 この法人に、任意の機関として、常任理事会を設置する。

2 会長、副会長、常任理事及び専務理事は、常任理事会を構成し、本会運営の基本的事項のうち理事会の決議に基づき委任された事項を処理する。

3 常任理事会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

## 第8章 委員会、支部及び事務局

(委員会)

第35条 この法人の事業を行うため、必要に応じ理事会の決議を経て任意の機関として、委員会を設置することができる。

2 委員会での決定事項については、理事会の承認を得ることとする。

3 委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

(支部)

第36条 この法人の事業を推進するため、理事会の決議を経て、必要な地に支部を置くことができる。

2 支部に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

(事務局)

第37条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局に事務局長及び所要の職員を置く。但し、事務局長は専務理事を兼ねることができる。

3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を得て、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 第9章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、定時総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号及び第6号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 前項の承認を受けた第3号の貸借対照表については、遅滞なく公告するものとする。

4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

(剰余金)

第41条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。



(解散)

第43条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国に若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は荻野勝治、業務執行理事は島村光正、岡村一巳及び内山武司とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

## 附 則

変更後の定款は、平成24年 5月29日から施行する。

変更後の定款は、平成26年 5月28日から施行する。

変更後の定款は、平成28年 5月30日から施行する。